

税関関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

- 1 . 沖縄振興特別措置法の施行に伴い、自由貿易地域及び特別自由貿易地域における総合保税地域、保税蔵置場、保税工場及び保税展示場に係る手数料の軽減額を定めることとする。
- 2 . この政令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行することとする。